

「低圧電気取扱業務に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。危険又は有害な業務は労働安全衛生規則第36条に定められており、『低圧電気取扱業務』は同規則第4号に規定されております。厚生労働省令に定める学科及び実技の特別教育を下記により開催いたします。違法行為の防止・労働者の安全の為、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

実技では、作業現場で使われている保護・防具類、機材、工具や測定器を用いて使用方法等を説明するだけでなく、感電・短絡(ショート)を再現し、電線等の絶縁や低圧ゴム手袋等の保護具の重要性を理解頂けるよう予定しております。

※ 低圧電気取扱業務

低圧（直流にあっては、750V以下、交流にあっては、600V以下である電圧をいう。以下同じ）充電電圧（対地電圧が、50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危険を生じる恐れのないものを除く）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危険性を生ずる恐れのないものを除く）のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務。

記

- 1 日 時 令和8年10月21日（水） 9：00～18：20
- 2 会 場 新潟市秋葉区文化会館 練習室1
新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
- 3 定 員 30名
- 4 受講料 12,000円（非協会員15,000円）
※ 受講料には、テキスト代を含みます。
- 5 申込期限 令和8年10月13日（火）
- 6 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送ってください。
受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、TEL・FAX番号を必ず記載してください。
受講料は下記口座にお振込み下さい。

○ 振込先（一社）新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019

○ 申込先 〒956-0864
 新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社) 新津労働基準協会
 (TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7 当日携帯品 筆記用具、昼食 (※近隣にコンビニ飲食店あり)

8 その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 10.21 「低圧電気取扱業務に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号	氏 名	生年月日	
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿
 令和 年 月 日

申込責任者： ㊟

※当日のキャンセルは理由を問わず払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は3割頂きます。受講者の変更は、前日までに連絡下されば可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。